



平成 21 年 6 月 11 日

各 位

会 社 名：株式会社ユー・エス・ジェイ
(コード：2142 東証マザーズ)
代表者名：代表取締役社長 グレン ガンペル
問合せ先：ファイナンス・アドミニストレーション本部
経理・財務部長 竹中 昭敏
(TEL：06-6465-3022)

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会 招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 11 日開催の取締役会において、平成 21 年 8 月下旬に開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会とを併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会招集のための基準日設定について

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 6 月 30 日（火）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において権利を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成 21 年 6 月 30 日（火）
- (2) 公告日 平成 21 年 6 月 11 日（木）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://ir.usj.co.jp/ja/AccountingAnnounce.html>

2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社の平成 21 年 3 月 19 日付プレスリリース「SG インベストメンツ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意思表明のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、本臨時株主総会において、①定款の一部を変更して種類株式を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部を変更して当社の発行する全ての普通株式に会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する全部取得条項を付すこと、及び③会社法第 171 条第 1 項及び変更後の定款に基づき、当社が発行済みの当社普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

本臨時株主総会において上記議案①が決議されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますので、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、上記議案②は、本種類株主総会の決議が必要となります。そこで、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上